

茨木市夏季休業期間預かり事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、保護者の就労、疾病その他の理由により保育を必要とする児童を対象に夏季休業期間のみの預かりを行う事業（以下「夏季休業期間預かり事業」という。）の実施について必要な事項を定め、もって児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(実施日)

第2 夏季休業期間預かり事業の実施日は、7月20日から翌月24日までのうち、日曜日及び祝日を除く日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休室することができる。

(実施場所)

第3 夏季休業期間預かり事業の実施場所は、清溪小学校及び忍頂寺小学校を除く茨木市立小学校内とする。

(実施時間)

第4 夏季休業期間預かり事業の実施時間は、午前8時15分から午後3時までとする。ただし、市長が夏季休業期間預かり事業を利用しようとする児童の保護者から申請のあった利用時間の延長を許可したときは、午後5時又は午後7時まで利用時間を延長することができる。

(利用資格)

第5 夏季休業期間預かり事業を利用することができる児童は、次の各号のいずれにも該当する児童とする。

(1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている児童であること。

(2) 保護者の就労、疾病その他の理由により、保育を必要とする児童であること。

(3) 次のいずれかに該当する児童であること。

ア 第3に掲げる茨木市立小学校に在籍する第1学年から第3学年までの児童

イ 大阪府立特別支援学校に在籍する第1学年から第3学年までの児童で、保護者による送迎が可能なもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が児童の監護上特に必要と認めるときは、前項に規定する児童以外の児童に夏季休業期間預かり事業を利用させることができる。

(利用申請)

第6 夏季休業期間預かり事業の利用をしようとする児童の保護者は、夏季休業期間

預かり事業利用申請書（様式第1号）に、当該児童が保育を必要とする状況及びその理由を証する書類並びに当該児童が属する世帯の市町村民税の課税状況が分かる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。ただし、すでに学童保育課に提出している書類等で確認できる場合は、当該児童が保育を必要とする状況及びその理由を証する書類並びに当該児童が属する世帯の市町村民税の課税状況が分かる書類の提出を省略することができる。

（利用承認）

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用を承認するものについては、夏季休業期間預かり事業利用承認通知書（様式第2号）により当該児童の保護者に通知する。

2 市長は、利用承認の申請者数が受入上限人数を超える場合は、公正な方法により利用する児童を選考するものとする。

（預かり料）

第8 第7の利用承認を得て夏季休業期間預かり事業の利用をする児童（以下「利用児童」という。）の保護者は、預かり料を納付しなければならない。

2 預かり料の額は、別表第1に定めるとおりとし、利用時間を延長する場合は、当該預かり料の額に別表第2に定める延長預かり料の額を加算した額とする。

（預かり料の納入期限）

第9 預かり料の納期は、7月16日とし、7月16日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（既納の預かり料）

第10 既納の預かり料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、全部又は一部を還付することができる。

（利用承認の取消し等）

第11 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、夏季休業期間預かり事業の利用承認を取り消し、又は利用を制限することができる。

- (1) 利用児童が第5に規定する利用することができる児童に該当しなくなったとき。
- (2) 利用児童又はその保護者がこの要綱に違反したとき。
- (3) 利用児童又はその保護者が管理上必要な指示に従わないとき。
- (4) 利用児童が感染症にかかったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が夏季休業期間預かり事業の利用を不相当と認めるとき。

（届出）

第12 利用児童の保護者は、第6の夏季休業期間預かり事業利用申請書の記載内容に

変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、夏季休業期間預かり事業について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月23日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年10月16日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年6月24日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年10月12日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年11月12日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年1月6日から実施する。

別表第1（第8関係）

利用児童の属する世帯の階層区分		預かり料 (利用児童1人につき：円)					
		階層 区分	定 義	月曜日から金曜日 までの利用		月曜日から土曜日 までの利用	
				1人目	2人目以上	1人目	2人目以上
A		生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0	0	
B	A階層を除	当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	0	0	0	0	
C 1	き、右欄の区	当該年度分の市町村民税が均等割のみ課税の世帯	4,500	2,500	5,400	3,000	
C 2	分に該 当する 世帯	B階層及びC 1階層を除き、当該年度分の市町村民税所得割額が48,600円未満の世帯	9,000	4,500	10,800	5,400	
D		当該年度分の市町村民税所得割額が48,600円以上57,700円未満の世帯	10,000	5,000	12,000	6,000	
E		当該年度分の市町村民税所得割額が57,700円以上97,000円未満の世帯	11,000	5,500	13,200	6,600	
F		当該年度分の市町村民税所得割額が97,000円以上の世帯	12,000	6,000	14,400	7,200	

別表第2（第8関係）

利用児童の属する世帯の階層区分		延長預かり料 (利用児童1人につき：円)			
階層 区分	定 義	月曜日から金曜日 までの利用		月曜日から土曜日 までの利用	
		午後5時 まで	午後7時 まで	午後5時 まで	午後7時 まで
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)及び中 国残留邦人等の円滑な帰国の 促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律によ る支援給付受給世帯	0	0	0	0
B	A階層以外の世帯	3,500	7,000	4,200	8,400